

令和6年7月10日
山口労働局

山口労働局において発生した個人情報漏えい事案について

山口労働局（局長 友住 弘一郎）は、雇用環境・均等室（以下「雇均室」という。）において発生した個人情報の漏えい事案について、以下のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要等をお知らせします。

1 概要

雇均室において、A事業所から申請された助成金の審査に必要な情報の提供を依頼するため、電子メール（以下「メール」という。）に依頼内容を記載し送信したが、B事業所に送信したことにより、A事業所に勤務する労働者とA社の代表者の氏名が漏えいしたものの。

なお、B事業所に送信したメールについては、同事業所から内容確認と同時に削除した旨を確認しており、二次被災は発生していない。

2 事実経過

- (1) 令和6年6月5日、雇均室の担当職員がA事業所に勤務する労働者1名の月平均所定労働時間を確認するため、メールに用件を記載し送信したが、送信直後に担当職員自らがB事業所に送信していることに気が付いた。
- (2) 同日、雇均室からの連絡を受けたB事業所から、送信されたメールについては内容確認と同時に削除したとの報告を受け、個人情報漏えいが確認された。
- (3) 同日、雇均室長補佐がB事業所に連絡し、改めて本件の経緯を説明するとともに謝罪し、了承をいただいた。
- (4) 同日、雇均室長がA事業所を訪問し、本件の経緯を説明するとともに謝罪し、

了承をいただいた。なお、個人情報漏えいした労働者はすでに退社していた。

- (5) 同月6日、雇均室長補佐が改めてA事業所に連絡し、代表者の了解を得た上で、個人情報漏えいした労働者御本人に本件の経緯を説明するとともに謝罪し、了承をいただいた。

3 発生原因

引用返信すべきメールを誤って、別の申請者のメールを引用して送信をした事案であり、あて先等の複数名による確認が行われなかったことに起因する。

4 再発防止の措置

- (1) 令和6年6月5日、個人情報漏えいの発覚を受け、雇均室の全職員に対し、本事案の概要を説明するとともに、緊急的に外部メールの送信を全件禁止とした。
- (2) 同日、山口労働局総務部総務課長から、当局の各課・室長、当局管下の労働基準監督署長・公共職業安定所長に対し、メールで本事案の概要を説明するとともに、個人情報漏えい発生防止の徹底について指示した。
- (3) 同月14日、17日、19日の3日間で、雇均室の全職員を対象とした研修を実施し、外部メール禁止の緊急措置を解除した。この研修は、雇均室の全職員に個人情報の重要性、取扱方法及びメール送信時の注意事項（外部へのメール送信に当たり、個人情報の有無にかかわらず事前に複数名による確認を行うこと等）を含む漏えい防止対策の原則について理解させるための手順書（マニュアル）を新たに整備し実施した。

担 当
山口労働局雇用環境・均等室
室 長 小宮山 隆一
雇用環境改善・均等推進監理官 高津 純子
電 話 083-995-0390